

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 大会議室

○議事日程

平成27年6月8日（月曜日）午前10時00分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（30名）

1番 早川 英雄 君	2番 早川 誠一 君	3番 佐藤 久雄 君
4番 早川 清治 君	6番 佐藤 善一 君	7番 清水 宗夫 君
8番 兼村 正美 君	9番 石木 治男 君	10番 後藤 利彦 君
11番 大澤 慶一 君	12番 八木 豊明 君	13番 杉山 徳成 君
16番 亀山 浩 君	17番 安田 孝義 君	19番 横井 文雄 君
20番 中島 利彦 君	21番 増井 賢一 君	22番 加藤政比古 君
23番 土屋 尊史 君	24番 神山 博和 君	25番 野村 茂 君
26番 長屋 芳成 君	27番 日置 香 君	28番 藤川 勝 君
29番 相宮 千秋 君	30番 永井 博光 君	32番 伊佐地鐵夫 君
33番 川村 信子 君	34番 漆畑 和子 君	35番 岩田 幸子 君

○欠席委員（5名）

14番 村井 由和 君	15番 山田 晴重 君	18番 篠田 泰道 君
31番 岡田 忠敏 君	36番 鷺見 勇 君	

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	玉田 和久 君	農業委員会事務局課長補佐	長尾 成広 君
農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君	洞戸事務所 課長補佐	足立庄三郎 君
板取事務所 主任主査	長屋 守世 君	武芸川事務所 主査	松井 信弘 君
武儀事務所 主査	猿渡 香織 君	上之保事務所 主査	加藤光太郎 君

午前10時00分 開会

○事務局課長補佐（長尾君） それでは、これから農業委員会総会を始めさせていただきます。まず、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、はじめに佐藤善一会長からご挨拶をお願いします。

○議長（佐藤善一君） 一昨日、地元で交通事故がありました。タンクローリーが横転し、油が津保川にも流れたようですが被害がなかったようで安心しました。

さて、だいぶ田植えの時期も終わったところですが、まだ忙しく作業をしている方もいらっしゃいます。そのため欠席者も出ていますが、本日もよろしくをお願いします。

○課長補佐（長尾成広君） それでは、農業委員会事務局長にあいさつをお願いします。

○事務局長（玉田和久君） 先程、会長からお話がありましたが、一昨日のタンクローリー横転事故の際は、ガソリンが流出したと連絡を頂き、津保川や各用水組合や農家への被害がないか確認にまわりました。今のところ被害の話は出ていないようで安心しているところです。

5、6月は用水のポンプが詰まったとか壊れたというような報告をもらい現場に出かけることが多いです。特に今年は保戸島地区で水がなくて、ポンプを使用し水を送っている次第であります。

あと、前回も部長がお話しましたが、世界農業遺産にむけて今頑張っているところですが、5/25、26に調査団が来関し長良川の鶺鴒飼、下有知の分水嶺を見ていただきました。登録されましたら関市の農業にもきっと好影響をもたらすと思われまますので、一緒にPRにも力を入れていってほしいです。

○議長（佐藤善一君） ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。本日は、14番 村井由和委員、15番 山田晴重委員、18番 篠田泰道委員、31番 岡田忠敏委員、36番 鷺見 勇委員が欠席ですが、会議規則第8条により委員の過半数の出席により総会が成立しました。

なお、36番鷺見委員ですが、議会の推薦委員であります。前任の後藤委員が辞職し、今回、推薦されました。今回は議会初日と重なったため欠席ですので、来月の総会で委嘱したいと思えます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

23番 土屋尊史委員、24番 神山博和委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件は位置図が1ページになります。

所有権移転で申請地は、堅切北地内、堅仙房公民センターの東250mほどに位置する田、188㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

2番の案件は位置図が2ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の北東270mほどなどに位置する農振農用地である田、3381㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

3番の案件は位置図が3ページになります。

所有権移転で申請地は、池尻地内、関広見インターチェンジの北東480mほどに位置する田、1375㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、孫である譲受人の申し出に応じ無償にて譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

最後に4番の案件は位置図が4ページになります。

所有権移転で申請地は、小屋名地内、小屋名公民センターの北東210mほどに位置する畑、165㎡です。

譲受人は、申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図りたいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。

以上、所有権移転に関するもの4件、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 8番（兼村正美君） 1番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 2番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 3番について異議ありません。
- 16番（亀山 浩君） 4番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第1号の4件について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議案第1号の4件につきまして原案のとおり許可することといたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は3ページになります。

1番の案件は位置図が、5ページになります。

申請地は、倉知地内、山崎公民館の西隣に位置する登記地目が田、現況地目が宅地、303㎡です。

申請人は、現在住んでいる住宅に庭及び駐車場を整備したいというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書の添付があります。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が6ページになります。

申請地は、小瀬地内、瀬尻小学校の南80m登記地目が田、現況地目が畑、220㎡です。

申請人は、申請地の北西30mほどにあるテナントにて整骨院を経営しており、今回その駐車場が道路幅により減り狭くなるため、申請地を譲り受け駐車場を整備したいというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上2件について、ご審議をお願いします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 10番（後藤利彦君） 1番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 2番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第2号の2件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君）農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は4ページからになります。

1番の案件は位置図が7ページになります。

所有権移転で申請地は肥田瀬地内、関中央病院の南東340mほどに位置する田、1102㎡です。

譲受人は、申請地北側のひかり団地にて刃物製造業を営んでおり、駐車場が手狭になってきたため、申請地を譲り受け駐車場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。

2番の案件は位置図が8ページになります。

所有権移転で申請地は東田原地内、大杉公民館の北北東320mほどに位置する畑、794㎡です。

譲受人は、申請地の近隣にて自動車整備・販売業を営んでおり、敷地が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、申請地に自己用の住宅、事務所、展示場及び自動車置場として整備したいというもの。譲渡人は、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため第2種農地と判断します。

3番の案件は位置図が9ページになります。

所有権移転で申請地は東田原地内、東田原公民館の北220mほどに位置する登記地目が畑、現況地目が雑種地、119㎡です。

譲受人は、申請地の北隣にて金型製造の工場を営んでおり、敷地が手狭になってきたため、申請地を譲り受け、申請地に駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、申請地とその西隣の土地を競売により取得したが、今回譲受人の申し出に応じ、申請地を分筆し譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため始末書の添付があります。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、今回の申請は、既存の施設敷地の2分の1以内の拡張に該当するため許可相当と判断します。

4番の案件は位置図が10ページになります。

所有権移転で申請地は、倉知地内、熊之段公民館の北30mほどに位置する田5筆、1104㎡および畑2筆、624㎡です。

譲受人は不動産を営んでおり、申請地が分譲地に適した土地と考え、申請地を譲り受けて、宅地分譲敷地として整備したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており、農業経営が困難であったところ、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

5月19日に現地確認をしたところ、農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

5番の案件は位置図が11ページになります。

所有権移転で申請地は、下有知地内、長良川鉄道関下有知駅の北370mほどに位置する田、423㎡です。

譲受人は申請地の北側にて電気通信工事業を営んでおり、廃材等の置場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、廃材置き場として整備したいというもの。譲渡人は、相続により申請地を取得したが、農業経営が困難になってきたため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、今回の申請は、集落接続に該当するため許可相当と判断します。

6番の案件は位置図が12ページになります。

所有権移転で申請地は、池田町地内、池田公園の北東100mほどに位置する田、168㎡です。

譲受人は近隣にて飲食業を営んでおり、申請地を譲り受けて、飲食業の送迎車両の駐車場及び簡易倉庫用地として整備したいというもの。譲渡人は、遠方に居住しており農業経営が困難なため譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

7番の案件は位置図が13ページになります。

所有権移転で申請地は、広見地内、広見石原組集会場の南東200mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地2筆、291㎡です。

譲受人は、近隣に居住しているが、駐車場が手狭人になってきたため、申請地を譲り受けて、駐車場を整備したいというもの。譲渡人は、息子である譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書の添付があります。

8番の案件は位置図が15ページになります。すでにお気づきの方もいるかと思いますが、5-No.9とありますが正しくは、5-No.8であり、併せて、14ページの5-No.8とありますが正しくは5-No.9でありますので、訂正をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

8番の案件は位置図が15ページになります。

所有権移転で申請地は、山田地内、虹ヶ丘幼稚園の北東70mほどに位置する田、1610㎡です。

譲受人は、幼稚園を経営しており、道路買収に協力したことにより運動場が手狭になってきたため、申請地を譲り受けて、幼稚園運動場を整備したいというもの。譲渡人は、借入金の返済及び生活資金の充当のため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

9番の案件で位置図は14ページになります。

賃貸借権の設定で申請地は、下白金地内、保戸島橋の南370mほどに位置する田2筆、1503㎡です。

賃借人は、申請地の道路を挟んだ南側にて食品製造業を営んでおり、工場の増築により従業員が増え駐車場が手狭になってきたため、申請地を借り受け、従業員用駐車場を整備したいというもの。賃貸人は、賃借人の申し出に応じて貸し付けるというものです。

隣接農地の承諾書の添付があります。

5月19日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地等の区域内にあるため、第1種農地となりますが、今回の申請は、既存施設用地の1/2以内の拡張に該当するため許可相当と判断します。

賃貸借の期間は、許可日から10年間としています。

最後に10番の案件は位置図が16ページになります。

所有権移転で申請地は、上之保川合地内、川合地区横越集会所の南西310mほどに位置する畑、1461㎡です。

譲受人は、土木建設業を営んでおり、工事用大型車両が会社より離れた場所に分散して駐車しており不便なため、今回申請地を譲り受けて、工事用車両の駐車場を会社近隣に移し、整備したいというもの。譲渡人は、高齢により農業経営が困難であったため、譲受人の申し出に応じ譲り渡すというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。

農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。

以上、所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計10件につきまして、

ご審議をお願いいたします。

- 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。
- 2番（早川誠一君） 1番について異議ありません。
- 3番（佐藤久雄君） 2番、3番について異議ありません。
- 10番（後藤利彦君） 4番について異議ありません。
- 12番（八木豊明君） 5番について異議ありません。
- 13番（杉山徳成君） 6番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） 7番について担当委員より異議なしと伺っています。
- 17番（安田孝義君） 8番、9番について異議ありません。
- 23番（土屋尊史君） 10番について異議ありません。
- 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。
（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第3号の10件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第3号の所有権移転に関するもの9件、賃貸借権の設定に関するもの1件、計10件を岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第4号事業計画変更の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
○事務局課長補佐（長尾成広君）農地転用許可後の事業計画変更申請があったので、意見を求めます。
議案は8ページになります。

1番の案件は位置図が17ページになります。

許可目的の変更で申請地は、円保通地内、東本郷公民センターの西北西410mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、182㎡です。

当初事業計画者は、昭和61年5月30日5条許可により一般個人住宅を建築する予定であったが、建設会社と折り合いがつかず工事を中止していたというもの。変更後の事業計画者は、現在住んでいる住宅が手狭になってきたため、申請地を借り受け、南隣にある喫茶店の事務所等との店舗併用住宅を建築したいというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

2番の案件は位置図が18ページになります。

許可目的の変更で申請地は、倉知地内、国道248号関バイパス倉知東交差点の北東180mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地9筆、4416㎡です。

当初の事業計画は、平成26年10月28日5条許可により、申請地に現状地盤のまま太陽光発電施設を整備する予定でありましたが、後に転用事業者が同じ3番と4番の案件と一体的に開発することになったため、計画を中止していたというもの。変更後の事業計画は、隣接する3番と4番の案件を関市開発要綱に基づき一体的に整備し、太陽光発電設備を整備したいというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

3番の案件で位置図は19ページになります。

許可目的の変更で申請地は、倉知地内、国道248号関バイパス倉知東交差点の北東120mほ

どに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地2筆、455㎡です。

当初の事業計画は、平成26年12月15日5条許可により、申請地に太陽光発電施設を整備する予定でありましたが、後に転用事業者が同じ2番と4番の案件と一体的に開発することになったため、計画を中止していたというもの。変更後の事業計画は、隣接する2番と4番の案件を関市開発要綱に基づき一体的に整備し、太陽光発電設備を整備したいというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

4番の案件は位置図が20ページになります。

許可目的の変更で申請地は、倉知地内、国道248号関バイパス倉知東交差点の北北東140mほどに位置する登記地目が田、現況地目が雑種地、1044㎡です。

当初の事業計画は、平成27年1月28日5条許可により、申請地に太陽光発電施設を整備する予定でありましたが、後に転用事業者が同じ2番と3番の案件と一体的に開発することになったため、計画を中止していたというもの。変更後の事業計画は、隣接する2番と3番の案件を関市開発要綱に基づき一体的に整備し、太陽光発電設備を整備したいというものです。

5月19日に現地確認をしたところ、雑種地でした。

農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。

○ 議長（佐藤善一君） 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見をお聞きします。

○ 8番（兼村正美君） 1番について異議ありません。

○ 10番（後藤利彦君） 2番、3番、4番について異議ありません。

○ 議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○ 23番（土屋尊史君） 直接、この件と関係があるわけではございませんが、最近、突風で太陽光パネルが飛んだというような事案をよく耳にします。農業委員としては関係するところではありませんが、簡単に許可することなく、きちんと基礎をしっかりとした工事をするように注意もしていきたいと思えます。

○ 議長（佐藤善一君） その他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号の2件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第4号の2件を原案のとおり、岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 関市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は10ページになります。

使用貸借権の設定に関するものについて新規7筆、3件、更新14筆、6件、賃貸借権の設定に関するもの新規4筆、3件、更新2筆、2件の承認を求められています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

地目は、田が10筆、8634㎡、畑が16筆 28411㎡です。

地区は、西田原、東田原、大杉、迫間、肥田瀬、富之保、武芸川町八幡、小知野、宇多院、の9

地区です。

設定を受ける方は、(有)武芸川農産ほか12件です。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（佐藤善一君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり許可することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

それでは、議案第6号について原案のとおり許可することといたします。

○事務局課長補佐（長尾成広君） 次回の総会は7月7日午前10時からの予定です。

また、6月の主な行事予定は、6月15日が転用申請等受付締切日で、6月16日、17日が転用申請等現地確認日で6月29日が農業会議答申日です。

○議長（佐藤善一君） これをもちまして閉会といたします。ご苦勞様でございました。

午後11時10分 閉会

本日の会議の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市西神野1665番地

㊟

23番 関市上之保1242番地1

㊟

24番 関市洞戸市場346番地1

㊟
